

令和8年度

グローバルサウスプロジェクト組成支援事業
業務委託仕様書

1 目的

国内では人口減少に伴い内需が縮小傾向にあり、企業が持続的成長を図るためには海外市場の開拓が不可欠と言え、そのためのビジネス機会の提供が求められている。一方、各国の通商政策の急変などの不安定な世界情勢は、企業活動、とりわけ国境を越えた取引やサプライチェーンの不確実性を高めている。

こうした中、急速な経済成長が進むグローバルサウスは、消費市場としての拡大に加え、水資源管理や廃棄物処理、再生可能エネルギー導入などにおいて多様な社会的課題を抱えており、滋賀県が注力してきた環境ビジネス分野の技術や知見が発揮できる可能性が高い。他方で、現地にはインフラの脆弱性や資金調達の困難さ、制度・商習慣の違いといった参入障壁が存在し、県内企業、特に中小企業単独での進出には高いリスクが伴う。国もグローバルサウスとの共創を掲げ官民連携を後押ししており、これらの公的スキームを戦略的に活用し、グローバルサウスでの県内企業の展開を後押しすることが求められている。

そこで本事業では県内企業がグローバルサウスを中心とした海外市場で持続的に成長できる基盤を整備するため、県と海外自治体の協力関係を基礎に国内外での連携を強化し、県内企業の技術を活かした環境課題等の社会的課題の解決に資するビジネスの海外展開を支援することにより、グローバルサウス諸国等海外との関係を強化するなどして県内企業の海外展開に寄与すると共に、持続可能な開発に繋がる国際アジェンダの達成に貢献していくことを目的とする。

2 業務の名称

令和8年度グローバルサウスプロジェクト組成支援事業業務

3 業務の期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務の概要

成長が見込まれるグローバルサウスを中心とした海外における県内企業の持続的な事業展開に向け、「海外現地のニーズ等の調査」、「展示会等によるビジネス機会の創出」、「産学官・企業間・海外自治体との連携強化」、「国等の支援スキームの活用促進」等を包括的に実施することにより、県内企業を主体とした具体のプロジェクト組成を促し、県内企業の海外展開を後押しする。

5 委託業務の内容

受託者は、成長が見込まれるグローバルサウスを中心とした海外における県内企業の持続的な事業展開に向け、以下の6つの事業を包括的に実施する。

(1) 海外現地のニーズ等の調査

受託者は以下の対象地域において調査・ヒアリングを行い、社会的課題の情報の精度を向上させ、解決へ向けたプロジェクト素案を検討する。併せて、今後の現地でのビジネス支援を得るため海外現地自治体との関係構築に向けた交流を行う。実施にあたっては以下アからオまでの業務を必ず実施することとし、その他追加が必要な業務については提案を求める。

対象地域	インド・タミルナドゥ州、カルナータカ州、ウッタルプラデーシュ州	の内、いずれか1州以上
実施回数	現地視察調査・ヒアリング	1回以上
	現地自治体との交流	1回以上

- ア 現地視察調査・ヒアリングの具体的内容は県が提供する基礎調査資料を基に協議の上決定する。効果的に実施できるのであれば、現地視察調査・ヒアリングと現地自治体との交流は併せて実施しても差し支えない。
- イ 現地自治体との交流に際しては県職員等が同行するが、現地との調整、行程の検討と現地移動手段の手配、通訳の手配は受託者が行うこと。
- ウ プロジェクトの素案検討にあたっては、草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査、脱炭素社会実現のための都市間連携事業等の国等の資金を活用して、さらなる調査検討が出来ないかを併せて検討すること。
- エ 現地自治体との交流は今後のプロジェクト組成に向け、現地自治体と滋賀県との関係が構築されるよう努めること。
- オ 受託者は、調査の実施結果、およびその結果から得られた示唆、今後の見込み、などを総合的にまとめた報告書を作成し、ワード、パワーポイント等の形式の電子データにより納品する。報告書は公開版、非公開版の2パターン作成すること。本報告書には、調査の結果、特に実施が可能と見込まれるプロジェクトの素案を1件以上記載すること。

(2) 展示会等によるビジネス機会の創出

受託者は、滋賀県および県内企業の PR と県内企業に商談機会を提供するため、海外展示会等へ滋賀県ブースを出展する。出展に際しては以下アからオまでの業務を実施することとし、その他追加が必要な業務についても提案を求める。なお、この展示会出展に係る費用は全て委託料に含むものとし、県は追加の負担を行わない。

展示会等 提案を受け協議調整の上、決定する

出展回数 1回以上

- | |
|--|
| <p>ア 受託者は、出展に際しブースに共同出展する県内企業3者から5者程度を募集し、その選定を行うこと。</p> <p>イ 受託者は、展示会等主催者との出展に係る事務手続き（会場内小間選定、レイアウト、備品レンタル、ブース内電気設備、出展料の支払等）、共同出展する県内企業との連絡調整など事前準備を行うこと。</p> <p>ウ 受託者は、展示会等に同行しブースを円滑に運営管理できるよう人員の配置を行うこと。また、共同出展する県内企業の支援のため、その求めに応じ通訳を手配すること。</p> <p>エ 受託者は、展示会等の出展に際し来場者数および商談機会の増加を図るため、共同出展する県内企業と連携し、滋賀県ブースの事前広報を行うこと。</p> <p>オ 受託者は、展示会等終了後、速やかに共同出展した県内企業に対しアンケートを実施し、出展の効果測定を行うこと。併せて、展示会等において実施された商談が成約につながるよう委託期間を通じてアフターフォローを行うこと。</p> |
|--|

(3) 産学官・企業間・海外自治体との連携強化

受託者は、以下アからウまでの業務を実施する。

- ア 受託者は、産学官の連携を促進するため、国内外の政府機関・企業・大学・スタートアップ等のネットワーキングを行い、県内企業を含めた海外展開にかかるプロジェクトのためのチーム組成を支援すること。併せて、JICA、JETRO、中小機構等の支援機関と滋賀県との連携強化を図ること。ネットワーキング手法、その他追加が必要な業務については提案を求める。

組成するチーム数 1件以上

- イ 受託者は、企業間の連携を促進するため、以下のターゲットエリアの海外企業・大学等を招へいしてビジネスマッチングイベントを実施すること。実施に際しては以下（ア）から（エ）の業務を実施することとし、その他追加が必要な業務については提案を求める。なお、具体的な内容、実施場所、開催時期等は、提案を基に協議の上決定する。

ターゲットエリア 中部ジャワ州を中心とするインドネシア
実施回数 1回以上

- | |
|---|
| <p>（ア） 受託者は、ターゲットエリアの海外企業等3者以上の招へい、およびそのための調整、手続きを行うこと。</p> <p>（イ） 受託者は、ビジネスマッチングにかかる広報および参加する県内企業の募集を行うこと。</p> <p>（ウ） 受託者は、当日の人員配置、参加する企業との連絡調整、通訳手配等、ビジネスマッチングイベントの運営を行うこと。</p> <p>（エ） 受託者は、イベント終了後、速やかに参加した県内企業に対しアンケートを実施し、イベントの効果測定を行うこと。併せて、イベントにおいて実施された商談が成約につながるよう委託期間を通じてアフターフォローを行うこと。</p> |
|---|

- ウ 受託者は、海外自治体と滋賀県との関係強化のため、以下の海外自治体との交流を行うこと。実施に際しては以下（ア）から（エ）の業務を実施することとし、その他追加が必要な業務については提案を求める。

海外自治体 インドネシア・中部ジャワ州
実施回数 1回以上

- | |
|---|
| <p>（ア） 受託者は、具体のプロジェクト組成に向けた海外自治体等との交流について、その調整、手続き等を行うこと。</p> <p>（イ） 現地自治体との交流に際しては、渡航、招へいなどを想定</p> |
|---|

しており、渡航については県職員等が同行する。行程の検討と現地移動手段の手配、通訳の手配は受託者が行うこと。

(ウ) 受託者は、必要に応じ交流に参画する企業の募集等を実施すること。

(エ) 受託者は、海外自治体との交流が円滑に進むよう委託期間を通じてフォローを行うこと。

(4) 国等の支援スキームの活用促進

受託者は、国等の支援スキームへの採択を目指し、(3) アで組成を支援したチームが行う具体的な海外展開プロジェクトの形成を伴走して支援する。実施にあたっては以下アからウまでの業務を必ず実施することとし、その他追加が必要な業務については提案を求める。

支援件数 1 件以上

特記事項 海外展開のプロジェクトは時間を要するものと考えられるため、支援件数のカウントは具体的なプロジェクトの応募や採択は要しない。海外展開へ向けた秘密保持契約や共同研究契約、またはそれらへ向けた準備資料、もしくはチーム組成を支援した企業・大学等2者以上の連携による海外展開へ向けた意思を確認できるアンケート結果などを基にカウントする。

ア 受託者は、チームメンバーの企業等からの相談に対する対応、支援スキームの選定やステイクホルダー間の調整などプロジェクトが円滑に進むための支援を行うこと。具体的手法は提案に基づき被支援者のニーズを考慮して協議の上決定する。

イ 受託者は、今後のさらなるプロジェクトの創出に向けセミナー等の手法により(3) アで組成を支援したチーム以外の県内企業等へ対し情報提供を行うこと。

ウ 受託者は、国等への支援スキームへの応募に時間を要することを踏まえ、引継資料の作成など委託期間後もプロジェクトが進むよう対策を講じること。具体的手法は提案に基づき協議の上決定する。

(5) 海外政府・自治体・企業等とのビジネスイベント等の調整およびその他

(1) から (4) に付随する業務

受託者は上記の対象地域、ターゲットエリア、海外自治体以外も含めた

海外政府・自治体・企業等とのビジネスイベント等を実施する。具体の海外政府・自治体・企業等の選定、ビジネスイベント等の手法、時期等については、提案に基づき、協議の上決定する。また、海外政府・自治体・企業等の選定にあたっては、滋賀県が別途実施する事業により関係性を構築した海外政府・自治体・企業等を提案する場合がある。

実施回数 1 回程度

併せて、受託者は上記以外の本業務実施に付随する業務、および受託者が創意工夫により予算の範囲内で提案した追加の業務を実施する。

(6) 最終報告書の作成

受託者は、成果物として上記(1)から(5)の実施結果をまとめた報告書を作成し、ワード、パワーポイント等の形式の電子データにより納品する。

6 業務の内容全般に係る留意事項

- (1) 受託者は、本業務を通じて「しが環境ビジネス推進ネットワーク（URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/mizukankyobusiness/about/index.html>）」と連携し、その周知と機運醸成が図られるよう留意すること。
- (2) 受託者は連絡調整担当者を1名以上置き、委託期間を通じ本業務の連絡調整を行うとともに、県からの相談に対応すること。また各月に1回以上業務の進捗について資料を基に報告すること。
- (3) 受託者は、必要に応じ委託期間中に行われる本業務に係る説明会、講演等の対応を、本業務の一環として予算の範囲内で実施すること。
- (4) 委託業務の対象地域、ターゲットエリア、海外自治体については、委託期間中の国際情勢の変化や県の求めなどにより特別の事情が生じた場合は、県と受託者との協議により予算の範囲内でその対象地域、ターゲットエリア、海外自治体を変更すること。

7 機密保持・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、この業務の実施にあたって取り扱う企業情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

- (3) この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を本県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (4) 本業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は本業務以外に使用しないこと。また、この資料、データ等は業務終了までに県に返却すること。
- (5) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに県と業務の進め方などについて打合せを行うものとする。
- (2) 県は、本業務の遂行にあたり、滋賀県内外の企業に係る必要な情報を可能な限り貸与する。
- (3) 本業務の詳細な内容は、本仕様書に基づき受託者が提案を行い、県と協議の上決定する。受託者は、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合、その都度、県と協議の上、その指示に従い業務を進めること。
- (4) 県は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (5) その他業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受託者は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 本事業に付随して必要となる経費（旅費、専門家謝金、印刷製本費等）は、受託者が負担するものとする。また、疑義が生じるような経費の取扱いについては、事前に県と協議を行うこと。
- (7) 本事業を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提示し、協議、了承を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。
なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。